（機構への事務の委託）

第十四条　厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一　平成二十六年改正法附則第十二条第五項及び第十三条第二項の規定による平成二十六年改正法附則第十二条第五項に規定する付加年金の額の改定に係る事務（当該改定に係る決定を除く。）

二　前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める平成二十六年改正法附則第十二条及び第十三条の規定の適用に関し必要な事務

2　国民年金法第百九条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号」とあるのは「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号。同項において「経過措置政令」という。）第十四条第一項各号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「経過措置政令第十四条第一項及び前項」と、「第一項各号」とあるのは「同条第一項各号」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、同年二月一日から施行する。

（経過措置）

2　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十二条第一項の規定により同項に規定する特定付加保険料の納付の承認を受けようとする国民年金の被保険者又は被保険者であった者は、この政令の施行の日前においても、この政令による改正後の第九条の規定の例により、特定付加保険料納付申込書を提出することができる。この場合において、当該申込書は、同日において同条の規定により提出されたものとみなす。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第七十七号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、及び国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）を実施するため、内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令

内閣府所管旅費取扱規則（昭和二十七年総理府令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表一（第二条関係）指定職の項重要政策に関する会議又は審議会の非常勤の委員等の欄中「特定個人情報保護委員会の非常勤の委員」を削り、「企業会計審議会臨時委員」の次に「、個人情報保護委員会の非常勤の委員」を加える。

別表三（第二条関係）特定指定職在職者に相当するものの欄中「特定個人情報保護委員会の非常勤委員」を削り、「式部官長」を「式部官長、個人情報保護委員会の非常勤の委員」に改める。

附　則

この府令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

○内閣府令第七十八号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令の一部を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管に属する補助金等の事務委任の範囲及びその委任を受ける者を定める内閣府令（昭和三十年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二号5中「特定個人情報保護委員会の」を「個人情報保護委員会の」に、「特定個人情報保護委員会事務局長」を「個人情報保護委員会事務局長」に改める。

附　則

この府令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

○内閣府令第七十九号

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部の施行に伴い、内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

内閣府の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する内閣府令（昭和三十六年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表部局長の欄中「特定個人情報保護委員会事務局長」を「個人情報保護委員会事務局長」に改め、同表部局の欄中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改める。

附　則

この府令は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

○内閣府令第八十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、並びに貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四条第二項第二号及び第三号並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定に基づき、貸金業法施行規則及び内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十八日　内閣総理大臣　安倍　晋三

貸金業法施行規則及び内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

（貸金業法施行規則の一部改正）

第一条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードをいう。）」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）」に改める。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号を次のように改める。

二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書